

多賀城市消費生活 わかちあひ版

第12号

振り込め詐欺に「注意」ください

振り込め詐欺とは、大きく4つの手口にわけられ、「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」の総称です。

現在では、相手にお金を「振り込ませない」振り込め詐欺が増加しており、手口が複雑化・多様化しています。

送金方法の種類

①振込型

被害者を巧みに誘導し、ATMや金融機関の窓口でお金を振り込ませます。

②受取型（手交型）

現金やキャッシュカードを直接被害者の自宅に取りに来る「現金受取（手交型）」や「キャッシュカード受取（手交）型」があります。

③郵送型

宅急便や郵送などを利用して犯人が指定した宛先に配達させます。

④電子マネー型

コンビニで電子マネーを購入させて、そのコードをメールなどで犯人に送付させます。



どうして振り込め詐欺はなくなるの？

「*自分は大丈夫」と油断してしまっ

油断が詐欺に対する危機感を薄れさせ、気づかぬうちに騙されてしまいます。

*手口が巧妙化している

振り込め詐欺の犯人は社会情勢に応じて手口を日々変化させています。複数人で被害者を騙す「劇場型」や「マイナンバー」などの新たな政策・制度に便乗する手口など多種多様です。

*高齢者の弱みに付け込んでくる

老後の不安などの弱みにつけ込み、言葉巧みに近づいてきます。

*冷静な判断が出来ないように追い込んでくる

急がせたり、不安にさせて冷静な判断が出来ないような状況を作ってきます。



大変だ!!
すぐになんとか
しなくちゃ!

詐欺被害にあわないためのアドバイス

①お金を要求してきた場合、あやしいと疑い、必ず一度電話を切りましょう。

②「誰にも言わないで」と言われても、一人で判断せず、家族や親戚、消費生活センターなどに相談しましょう。

③公的機関などを名乗っている場合、相手の名前と所属を聞き、一度電話を切った後、自分でその公的機関の連絡先を調べ、本当かどうか確認しましょう。

④身に覚えがない請求が来た場合、基本的に「無視」して大丈夫です。ただし、訴訟制度を悪用してくることもあるので、裁判所からの書面は無視せず消費生活センターや弁護士会に必ず相談しましょう。

⑤うまい話には裏があると疑いましょう。

⑥「ATMに行つて」「宅配便で送つて」「電子マネーコードを送つて」は詐欺です。警察や消費生活センターに連絡しましょう。

多賀城市消費生活相談窓口（市民相談室） 市役所2階
電話：022-368-1141 内線237・238

- 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）
午前8時30分～午後5時
- 専門の相談員がおります。
お気軽にご相談ください。
秘密は厳守いたします。

土曜日、日曜日のご相談は、
宮城県消費生活センターをご利用ください。
受付時間：午前9時～午後4時
電話：022-261-5161

身に覚えのない請求
が来たり、消費生活
で困ったら、ご相談
ください。

